

令和8年度 京都市立醍醐小学校「学校いじめの防止等基本方針」

1 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本校のいじめの防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

2 いじめ対策委員会

① 委員会名 醍醐小学校いじめ対策委員会

② 構成員（職名又は校務分掌）

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談主任・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー ※緊急対応時はこの限りではない

③ 開催時期

定例委員会は、毎月1回（緊急対応の場合は、この限りではない。）

④ 児童・保護者への周知方法

ホームページや学校だよりで知らせる。

⑤ 委員会として取り組む内容

- ア 基本方針に基づく取組や行動計画の確認等
- イ 未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
- ウ 各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有
- エ いじめに関わる情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認
- オ 関係機関、専門機関との連携対応
- カ 児童、保護者、学校運営協議会やPTA等に説明し、理解と協力を得る。

3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

・学習環境の整備

- ア 机、椅子、ロッカー等の整理整頓、清掃等を確実にを行う。
- イ 画鋸、フックなど危険な物がないか、こまめに確認する。
- ウ 教室前面は掲示物を特に厳選し、視覚的な刺激を減らす。
- エ 掲示物をこまめに確認し、剥がれかけていれば直す。

・授業改善の充実（「わかる授業」「生徒指導の機能が活かされた授業づくり」）

- ア 教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- イ 学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ウ 言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- エ 全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。

・道徳教育、人権教育の充実

- ア 道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- イ 全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「特別の教科 道徳」等、人権に関する授業公開を実施し、保護者に理解や協力を求める。

・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

- ア 宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- イ 学校行事や児童会活動（運動会や醍醐表現タイム、登山会等）を通して人間関係づくりを行う。
- ウ 高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- エ 学級活動を通して集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。

・児童生徒同士の絆づくり

- ア 9月のハートフルウイーク（人権週間）の際、各学年で、人権についての道徳の学習を行う。ハートフルウイークで学習したことをもとに、学年で標語など全校に伝えることを考え、交流する。
- イ 異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ウ 非行防止教室を積極的に活用し、学校自治をめざす。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための措置

・日常の児童生徒に関する情報共有

- ア 生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- イ 「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ウ 重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

・児童生徒に対する定期的な調査

ア アンケートの実施

- a いじめ記名式アンケートを前期（6月）、後期（11月）に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- b 学校評価の児童によるアンケート（記名式）において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

イ 教育相談の実施

7月と11月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童の観察に努める。

・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

児童に丁寧に聴き取りを実施し、各クラス・各学年間だけでなく、いじめ対策委員会で共有し、いじめの早期発見・適切な初期対応等、いじめの問題の取組の推進や生徒指導に活用する。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

・基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

《いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応》

前提となる基本事項

- | | |
|--|--|
| 『学校いじめの防止等基本方針』
□学校いじめ防止プログラムの策定
□教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
□取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善 | 『いじめ対策委員会』
□担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
□臨時の委員会開催時の手順確認・周知
□児童生徒、保護者、地域への周知
□いじめの認知・解消の判断について確認 |
|--|--|

未然防止の取組（発達支持的生徒指導の充実）

予防

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

見逃しのない観察

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聴き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聴き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聴き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

[認識の共有化・行動の一元化]

心の通った指導

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、**再発防止**に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、速やかに関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり謝罪をする場をもつ。

※事案内容によってはこの限りではない。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が**少なくとも3か月間止んでいること**（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）
- ※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

・インターネットを通じて行われるいじめへの対応

- a 携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- b 「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」を実施し、児童への意識啓発を図る。
- c ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組

- a いじめ問題の事例を学校の教師全体の研修で取り上げ、率直な意見交換をし、対策を協議することが実際のいじめ事象があったときに学校を挙げて即座に対応するのに効果的であると考え、いじめ問題にかかわる事例研修を計画的に実施する。
- b 一人の児童を複数の教師で見ても面的に情報を収集するとともに、児童の人間関係を客観的に把握しなければならない。そこで、学年団（1・2年、3・4年、5・6年）の教員で、教科の交換授業や特別活動等の合同授業を取り入れる。そして学年団の会議では、交換授業や合同授業における児童全体についての状況を必ず話題にするようにして、いじめ問題の解消に資するようにする。

（４）教職員の資質能力向上の取組

・内容

「小学校いじめの防止等基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「クラスマネジメントシート結果を基にした研修」

・実施時期

5月、8月、9月、2月に行う生徒指導研修会時に実施する。

4 保護者・地域、関係機関との連携

・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組

- a 「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「小学校いじめの防止等基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- b 「特別の教科 道徳」や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- c 醍醐小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「醍醐小学校いじめの防止等基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級など啓発の場を設定する。
- d いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- e 平素からスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

5 重大事態への対処

・基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

・重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態は法において（①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。）と定義されているが、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態の疑いのあるものとして報告・調査等に当たる。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、（事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生への防止に向けた取組の推進 等）を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組として、「年間計画」を下表のように示し実施する。

ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への啓発関係機関との連携
4	<ul style="list-style-type: none"> 職員会 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラム PDCAサイクルの確認と共有」 いじめ対策委員会 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・入学式 ・学級開き ・「あいさつ運動」強化週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度のアンケート・クラスマネジメントシートの結果を学年で共有（2～6年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会 ・家庭訪問週間
5	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 「いじめ等、温かく見守りたい児童の確認」 生徒指導校内研修会 「いじめ等、温かく見守りたい児童の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・憲法月間の講話 ・1年生を迎える会 【6年】修学旅行 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより・ホームページで周知 ・家庭訪問 ・学校運営協議会 ・休日参観

6	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向け」 「学校評価アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【4年】 ケータイ教室（予定） 【6年】 情報モラル教室（予定） 	<ul style="list-style-type: none"> 第1回記名式アンケートの実施、学年集約と共有 	
7	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・夏季休業中の過ごし方 	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談週間（個別面談） ・クラスマネジメントシートの実施（4～6年）、学年集約と共有 ・無記名アンケートの実施（1～3年） ・前期学校評価アンケートを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談会 ・前期学校評価アンケートを実施
		<ul style="list-style-type: none"> 【4年】 琵琶湖青少年の家 【3年】 非行防止教室 		
8	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「夏季研修（いじめ問題）に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認① PDCAサイクル」 ・生徒指導校内夏季研修会 「4月～7月いじめ事案の経過」 「いじめ防止プログラムの見直しの共有PDCAサイクル」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・「あいさつ運動」強化週間 		<ul style="list-style-type: none"> ・醍醐中ブロック合同教職員研修
9	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「未然防止に向けた取組の確認」 ・生徒指導校内研修会 「いじめ等、温かく見守りたい児童の共有（年度途中経過）」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・ハートフルウィーク（人権週間） ・ハートフルタイム（人権集会） ・人権標語の作成 		<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観 ・学級懇談会
10	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「記名式アンケートの実施に向けて」 ・職員会 「学校評価アンケートの結果の共有」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・運動会 		
		<ul style="list-style-type: none"> 【5年】 花背山の家 		
11	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「アンケート・教育相談の結果の共有」 「校内研修会（授業提案）に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 ・ふるさと醍醐登山会（たてわり） 	<ul style="list-style-type: none"> 第2回記名式アンケートの実施、学年集約と共有 ・教育相談週間（個別面談） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会 ・家庭教育学級（予定）
		<ul style="list-style-type: none"> 【6年】 小中連携（オープンスクール） 		
12	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「基本方針の見直しと作業に向けて」 「いじめ防止プログラムの見直しと確認 PDCAサイクル」 「学校評価アンケートの実施に向けて」 	<ul style="list-style-type: none"> 【共通】 		<ul style="list-style-type: none"> ・人権月間「学校だより」で啓発 ・個人懇談会
		<ul style="list-style-type: none"> 【6年】 非行防止教室（予定） 		

1	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「9月～12月いじめ事案の経過」 「クラスマネジメントシート・無記名いじめアンケートの実施に向けて」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「あいさつ運動」強化週間 【5・6年】薬物乱用防止教室 (予定) 	<ul style="list-style-type: none"> 後期学校評価アンケートを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 後期学校評価アンケートを実施
2	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「クラスマネジメントシートの結果」 「無記名いじめアンケートの結果」 「年間を通してのいじめ事案の経過」 生徒指導校内研修会（年間反省） 「今年度の反省と次年度への課題」 「いじめ事案の経過と課題の共有」 職員会 「学校評価アンケートの結果の共有」② 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 作品展 	<ul style="list-style-type: none"> クラスマネジメントシートの実施②（4～6年）、学年集約と共有 無記名アンケートの実施（1～3年）、学年集約と共有 	<ul style="list-style-type: none"> 新1年入学説明会 授業参観 学級懇談会
3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ対策委員会 「いじめ防止プログラムの見直しと確認PDCAサイクル」 職員会 「いじめ防止プログラムの見直しの共有PDCAサイクル」 「次年度の基本方針の確認」 	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 6年生を送る会 卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に向け、アンケート等の結果の学年集約（全学年） アンケート原本の保管（5年保存） 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会
<p>※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止プログラムの見直し」（PDCAサイクル 8月・12月・3月） 「学校評価アンケートの実施」と「学校評価アンケートの結果の共有」 「いじめに関する記名式アンケート」「クラスマネジメントシート」「教育相談」 「いじめの防止等の対策のための組織の会議（定例 いじめ対策委員会）」「生徒指導校内研修」 「授業参観」「学級懇談会」「学校運営協議会」 <p>※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、学習環境の整備や授業改善はもとより、道徳教育、人権教育の充実、児童が主体的に行う活動や体験活動の充実、児童同士の絆づくりについては、すべての教育活動を通じて行う。</p> <p>※ 「いじめ対策委員会」については、いじめ事案の発覚時に、速やかに臨時で開催する。 事案の経過や解消の確認については、定例の「いじめ対策委員会」で随時行い情報等を共有する。</p>				